

## 課題 1 (必須)

我が国は、従来、「専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れる」ことを外国人受入れに関する基本方針とし、2012年5月には、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的として、学歴や職歴などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に出入国管理上の優遇措置を与える「高度人材ポイント制」を導入した。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に、深刻な人手不足に対応するため、従来専門的・技術的分野における外国人に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある旨が記され、2018年12月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格として「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。

一方、外国人技能実習制度が1993年に始まっているが、これは、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力する制度である。

今後、労働力人口の減少が見込まれ、外国人の受入れの在り方についての議論がさらに活発になると考えられる。

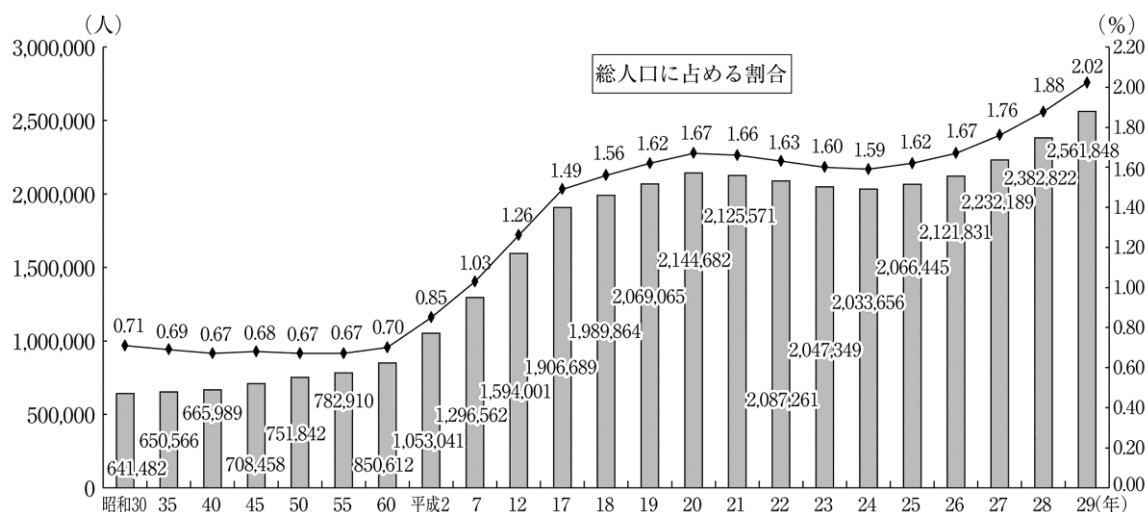
以上の記述及び下記の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① 高度専門職などの高度人材、特定技能、技能実習生といった形態で外国人労働者を今後も受け入れていく場合、それぞれの形態ごとに、我が国の労働市場や経済に与えると考えられる影響について述べなさい。
- ② 外国人人口の増加に伴う社会的な課題を挙げ、その対応策等について述べなさい。

## 資料1 第5次出入国管理基本計画（平成27年9月）（抄）

「専門的・技術的分野の外国人については，我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れる。」これが，外国人受入れに関する政府の現在の基本方針である。我が国は，本格的な少子高齢化，人口減少時代を迎え，平成42年には人口が平成22年と比べ1,000万人以上減少するという推計もある（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」）。そのような中，特に，専門的・技術的分野の外国人は，今後，我が国経済社会の活力を維持・発展させていくために必要・不可欠な人材であり，引き続き積極的な受入れを進めていく必要がある。

## 資料2 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



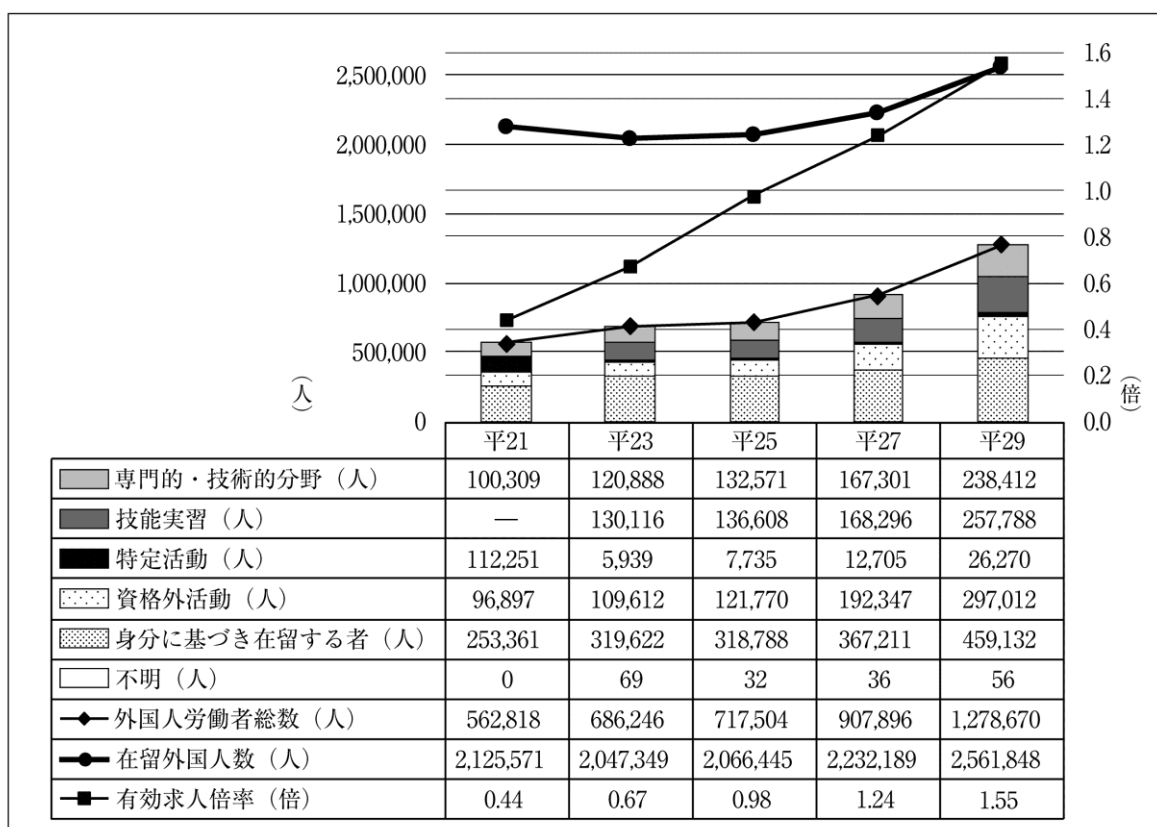
(注1) 本数値は，各年12月末現在の統計である。

(注2) 昭和60年末までは，外国人登録者数，平成2年末から23年末までは，外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数，24年末以降は，中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は，総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

出所：法務省「平成30年版 出入国管理」

資料3 外国人労働者数、在留外国人数及び有効求人倍率の推移



※ 「在留外国人数」については、平成23年末の統計までは、当時の外国人登録者数のうち、現行の入管法第19条の3に規定する「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数であり、平成24年末の統計からは、「中長期在留者」及び「特別永住者」の数である。

出所：「我が国における外国人材受入れの概況」参議院事務局企画調整室編『立法と調査』  
2018年10月 No405

資料4-1 我が国が受け入れてきた専門的・技術的分野の外国人労働者の概要

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材（学歴・年収・職歴等によるポイント）
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師，看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等

**専門的・技術的分野** 約27.7万人

一部の在留資格については，上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

出所：内閣府ウェブサイト「平成30年第2回経済財政諮問会議 資料4 外国人労働力について（内閣府）」（平成30年2月20日）と厚生労働省ウェブサイトを基に作成

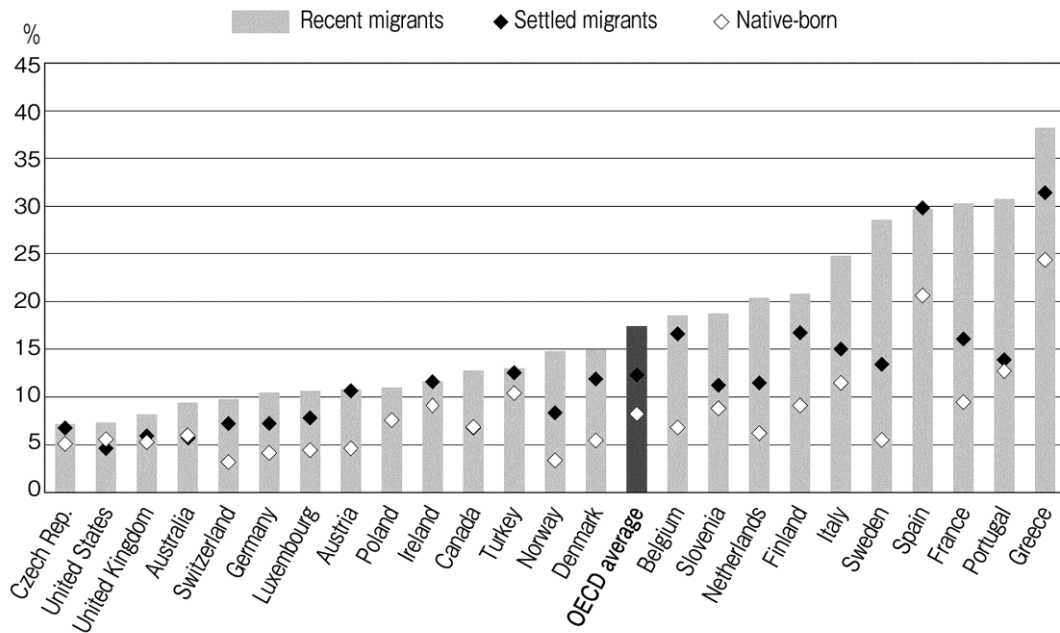
資料4-2 新たに設けられた在留資格である特定技能1号と特定技能2号の概要

- 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連（14分野）産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業  
（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）

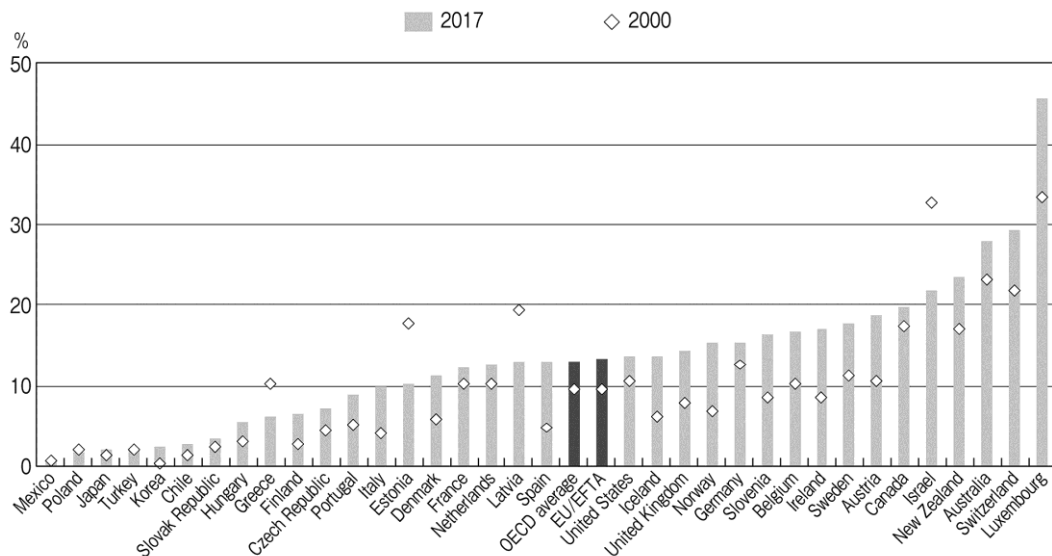
出所：法務省ウェブサイト「新たな外国人材の受入れについて」（出入国在留管理庁）（平成31年4月）

資料5 自国生まれ、外国人労働者（居住期間別）失業率の比較



出所：OECD International Migration Outlook 2016

資料6 OECD加盟国の総人口に占める外国生まれの人口割合



出所：OECD International Migration Outlook 2018

## 資料7 新たな外国人材の受入れに関する自治体からの意見

平成30年6月15日付けで閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「一定の専門性・技術を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、就労を目的とした新たな在留資格を創設する」という「新たな外国人材の受入れ」が明記された。これまで、外国人の受入れ方針を明示する必要性を繰り返し訴えてきた外国人集住都市会議として、国において、外国人材の受入れについて新たな方針を打ち出されたことについては評価する。

一方で、今回の受入れ拡大により、2025年までに50万人超の外国人の就業が見込まれるとの報道もあり、外国人材の急激な受入れは地域社会に非常に大きな影響を及ぼすことが予想される。

(中略)

このことから、本会議設立以降のこれまでの提言の趣旨に十分に留意し、以下の点について国が責任を持って将来像を含め十分検討されるよう強く望む。

- 1 新たな在留資格の創設等の出入国管理政策は、労働者としてだけでなく生活者としての視点が必要であり、地域社会との共生が円滑に進むよう多文化共生政策と連動して考慮すること。

(後略)

出所：外国人集住都市会議ウェブサイト「新たな外国人材の受入れについて（意見書）」

### 出題の趣旨（課題1）

本問は、我が国ではどのような形態で外国人労働者を受け入れているのかを把握した上で、外国人労働者の受入れが、我が国の労働市場や経済に対して短期的、長期的にどのような影響をもたらすのかをそれぞれの形態ごとに考察させるとともに、外国人労働者の受入れが進むことでどのような社会的な課題が生じるのか、またそれらにどのように対応していけばよいのかを考察させる問題である。

本問は、外国人労働者の受入れを題材として、我が国の社会経済の変化に対応するための政策がどのような効果や影響をもたらすのかについて、資料を基に考察する能力を有しているかを見極めるねらいがある。

## 課題2 (選択)

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしている。海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資先国における差別的取扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資関連協定を締結してきた。投資関連協定は、二国間若しくは地域協定が中心となっており、世界の投資関連協定数は、2017年で3000件を超えている。

例えば、2018年に署名された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」においては、投資家と国との紛争解決（ISDS）手続が規定されている。ISDS手続は、投資家が投資先国政府の投資関連協定違反により自らの投資財産に損害を受けた場合、当該事案を仲裁機関に付託して解決するもので、仲裁機関が投資先国政府の協定違反及び投資家の損害を認めた場合、投資家は損害賠償を受けられる。

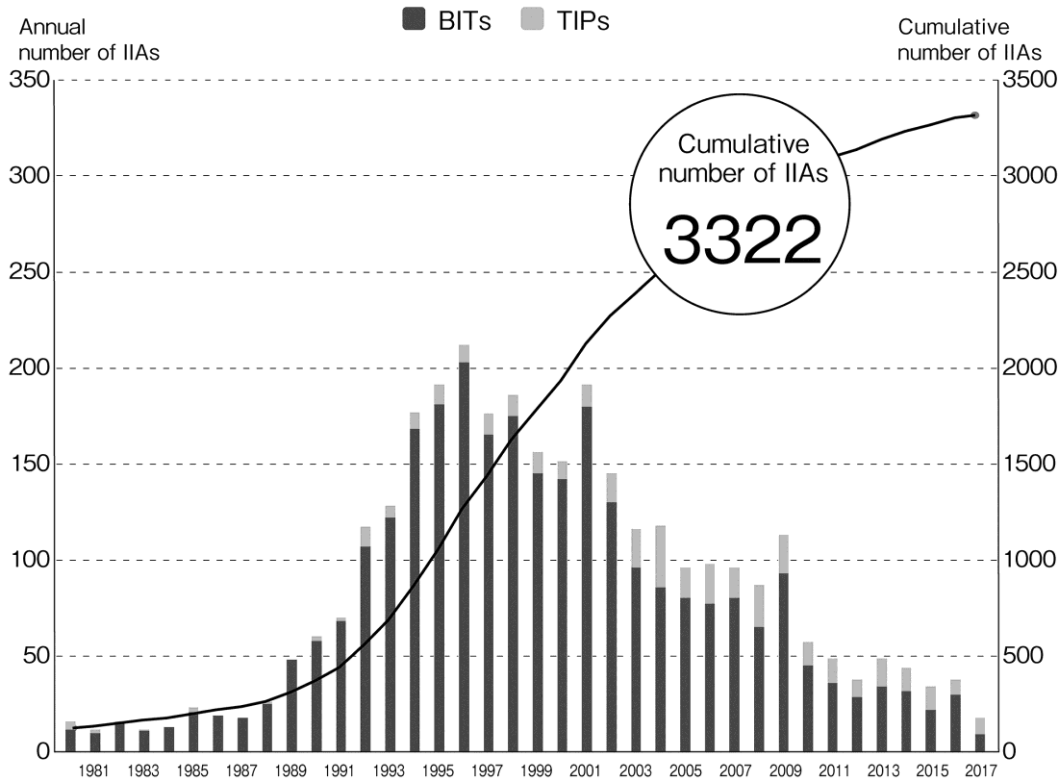
しかし、ISDSについては、海外直接投資を促進し、投資先国の経済発展に貢献するとの期待を生む反面、投資先国内の司法制度が迂回される、投資先国の公益が制限されるとの批判もある。

以上の記述及び下記の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① 我が国にとって、TPPなどの多国間の投資関連協定においてISDS条項が必要とされる理由は何であるのか述べなさい。
- ② 我が国が、海外直接投資の受入れの規制を必要とするのは、どのような場合であると考えられるのか述べなさい。また、多国間の投資関連協定にISDS条項を設けつつ、必要に応じて、外国企業の我が国への投資（買収等）を制限するための制度としてどのようなものが考えられるのか述べなさい。



### 資料1 投資関連協定数の推移



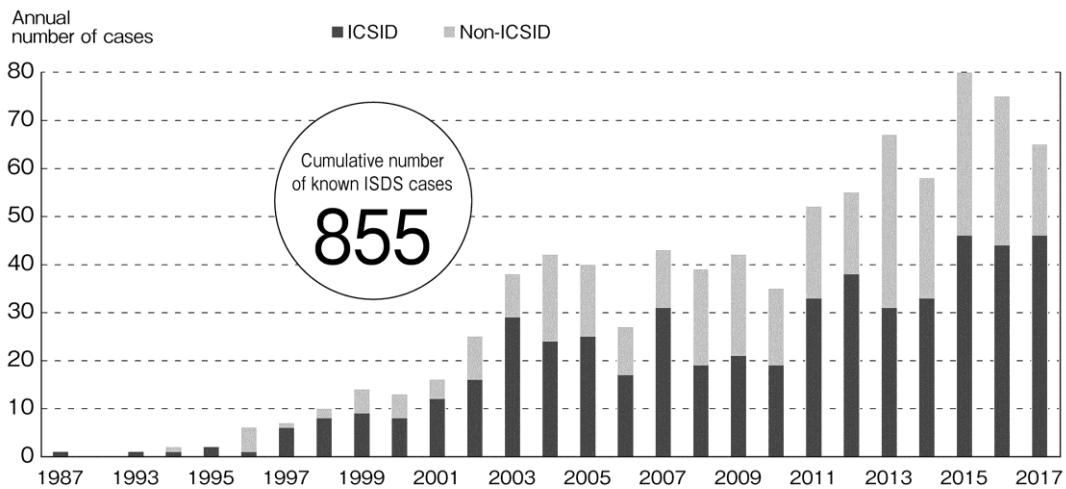
出所：UNCTAD World Investment Report 2018

注：IIAs とは国際投資協定のこと

BITs とは2国間の投資条約のこと

TIPs とは投資関連の条項を含む条約のこと

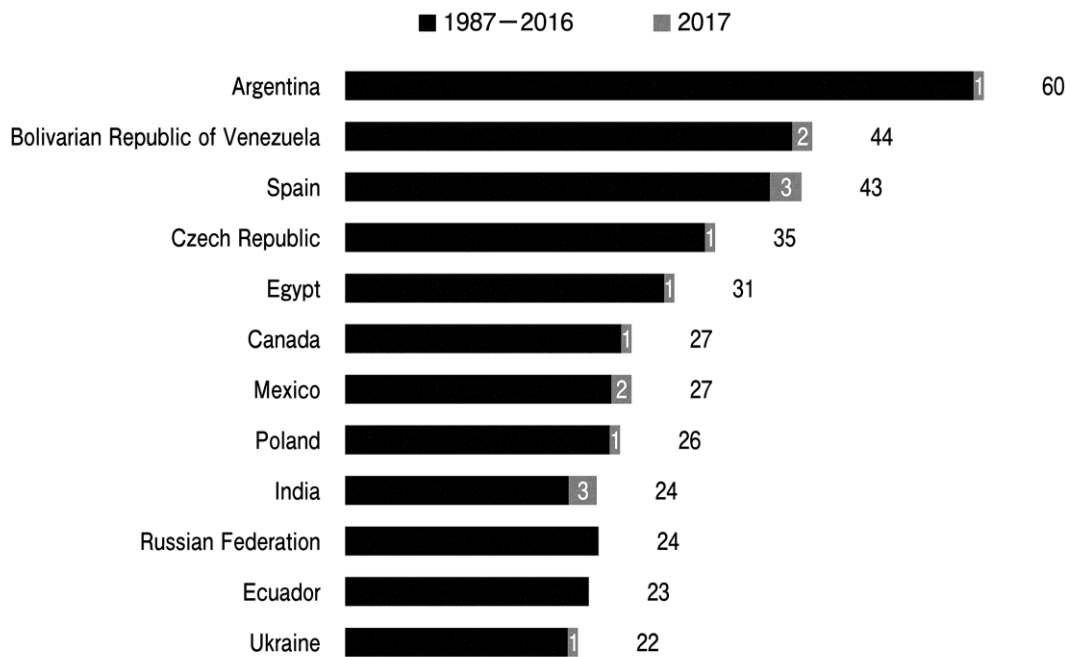
### 資料2 投資協定仲裁件数の推移



出所：UNCTAD IIA ISSUES NOTE

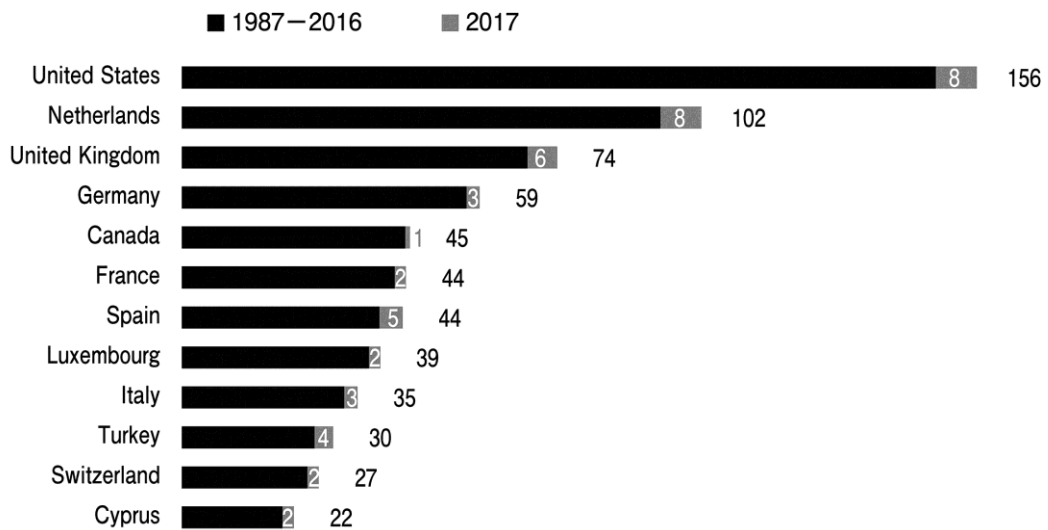
注：ICSID とは、投資紛争解決センター（世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関）のことである。

資料 3 - 1 国別投資紛争被提訴件数



出所：UNCTAD IIA ISSUES NOTE

資料 3 - 2 国別投資紛争提訴件数



出所：UNCTAD IIA ISSUES NOTE

資料4 日本からの海外直接投資残高（2013年末）に占める投資協定・FTA 相手国の構成比

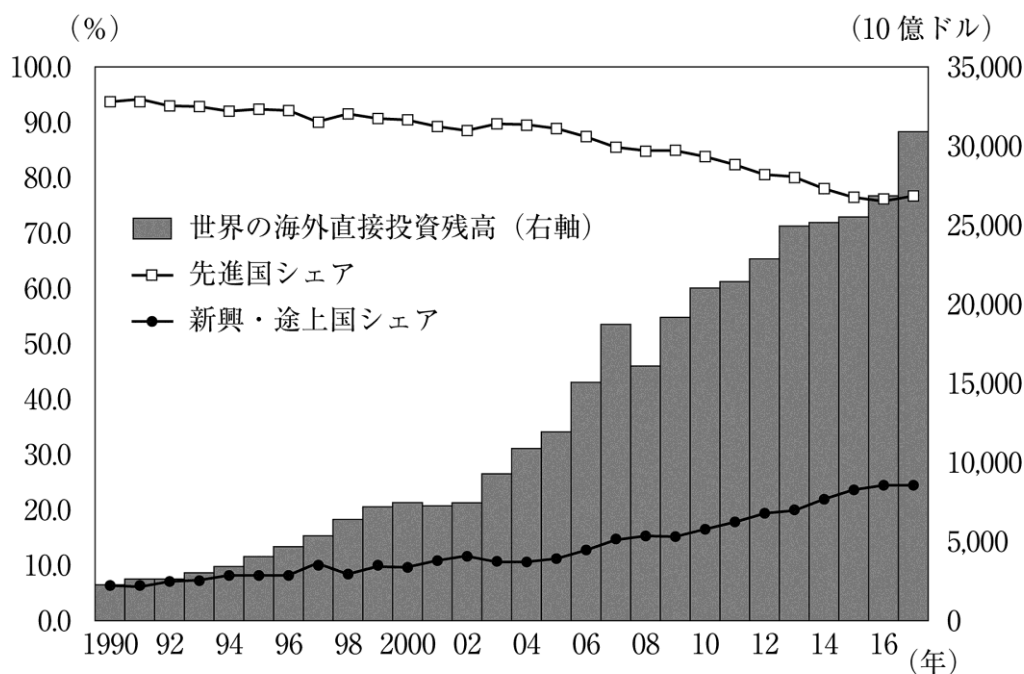
(単位：100万ドル, %)

国・地域	残高	構成比	国・地域	残高	構成比
米国	331,439	29.7	南アフリカ共和国	8,794	0.8
EU	259,153	23.2	スイス	4,947	0.4
ASEAN	136,258	12.2	メキシコ	4,241	0.4
中国	98,132	8.8	サウジアラビア	3,906	0.3
オーストラリア	54,112	4.8	ロシア	2,499	0.2
ケイマン諸島	48,352	4.3	ニュージーランド	2,471	0.2
ブラジル	33,402	3.0	アラブ首長国連邦	232	0.0
韓国	29,850	2.7	イラン	5	0.0
香港	19,820	1.8	世界	1,117,267	100.0
カナダ	16,783	1.5	協定を有する 国・地域の合計	325,197	29.1
インド	13,738	1.2			
台湾	11,808	1.1			

注：①太枠内は日本との投資協定またはFTA（投資章含む）を締結済み，網掛けは現在交渉中の国・地域（ただしオーストラリアは署名済み）。②協定締結済み国・地域のうち，投資統計が取得できない15カ国は合計値に含まず。③ASEANとのFTA投資章は大筋合意済み，かつASEAN各国とは二国間協定発効・署名済み  
資料：日本銀行「本邦対外資産負債残高」を基に作成

出所：『ジェトロセンサー』2014年9月号 日本貿易振興機構

資料5 世界の海外直接投資残高に占める先進国による投資と新興・途上国による投資のシェア推移



[注] ①先進国はUNCTADの区分に基づく38カ国・地域の合計値。

②新興・途上国は世界から先進国を差し引いた数値。

[資料] UNCTADから作成

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告 2018年版』を基に作成

資料6 世界の対内直接投資残高上位国・地域における東アジアからの投資受入れ増減率及び増減額（2010年末→16年末）

（上段：%，下段：100万ドル）

投資先→ ↓投資元	オランダ	米国	ルクセンブルク	中国	香港	英国	シンガポール	ドイツ
香港	133.4	162.4	212.1	68.9	-	8.2	109.6	387.6
	10,729	7,209	22,623	489,819	-	1,250	18,948	1,171
中国	1,337.1	732.6	135.2	-	△9.7	325.8	60.9	101.4
	22,169	24,175	4,315	-	△36,357	2,045	14,096	1,165
韓国	209.2	160.0	n.a	135.7	20.4	61.0	142.5	△7.1
	1,589	25,191	n.a	54,726	487	887	4,637	△390
台湾	n.a	55.0	n.a	23.5	87.7	222.6	123.1	84.8
	n.a	2,554	n.a	5,484	6,042	132	7,720	94
ASEAN	105.8	50.5	385.8	57.9	267.7	5.5	39.7	2.1
	18,021	11,258	45,927	44,576	44,251	573	21,480	42
シンガポール	34.2	11.2	372.1	67.9	139.6	△2.5	-	7.6
	5,931	2,416	44,294	42,456	20,137	△250	-	93
世界	26.1	63.4	93.9	61.5	42.7	22.3	79.5	△13.9
	844,526	1,445,374	1,759,922	964,926	423,418	253,125	432,215	△126,432

- 〔注〕①上段は2010～16年末の期間における対内直接投資残高の増減率，下段は同残高の増減額。  
 ②網掛けは2010年末に比べ残高が4倍以上に拡大した項目。「n.a」は該当データ無しを示す。  
 ③投資先は2016年末時点の対内直接投資残高上位10カ国・地域のうち，国別直接投資残高が非公開のスイス，および同残高がマイナスで伸び率を算出できないアイルランドを除外。左から金額順。  
 ④当該年のデータが非公表の場合は前後1年のデータで代用。

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告 2018年版』

## 資料7 東アジアにおける海外資産保有額上位企業（2015年）

(100万ドル, %)

企業名	所在国・地域	業種	保有資産		海外資産比率(%)	2005年比伸び率(%)	総合順位
			海外資産	合計			
CK Hutchison Holdings Limited (長江和記実業)	香港	小売り	118,250	133,280	88.7	91.9	1(1)
China National Offshore Oil Corp (中国海洋石油)	中国	鉱業/採石/石油	66,673	179,228	37.2	2,354.8	2(45)
Hon Hai Precision Industries (鴻海精密工業)	台湾	電子部品	64,040	70,244	91.2	1,078.0	3(20)
Samsung Electronics Co., Ltd (サムスン電子)	韓国	通信機器	62,294	205,860	30.3	256.4	4(5)
Petroliam Nasional Bhd (ペトロナス)	マレーシア	鉱業/採石/石油	47,912	139,868	34.3	81.8	5(2)
China COSCO Shipping Corp Ltd (中国遠洋海運集団)	中国	運輸/倉庫	43,076	55,642	77.4	304.2	6(11)
China Minmetals Corp (中国五鉱集団)	中国	金属/金属製品	35,165	107,933	32.6	3,601.5	8(94)
Hanwha Corporation (ハンファ)	韓国	卸売り	26,326	123,783	21.3	n.a	12
China State Construction Engineering Corp Ltd (中国建築)	中国	建設	25,472	165,740	15.4	356.7	13(17)
Singapore Telecommunications Ltd (シンガポールテレコム)	シンガポール	通信	25,309	32,410	78.1	40.6	14(4)
New World Development Ltd (新世界発展)	香港	建設	24,990	51,345	48.7	440.6	15(29)
Formosa Plastics Group (台湾プラスチック・グループ)	台湾	化学製品	24,490	102,732	23.8	41.0	16(10)
Tencent Holdings Limited (テンセント)	中国	コンピューター/データ処理	24,086	47,308	50.9	n.a	17
China National Chemical Corporation (中国化工集団)	中国	化学製品	23,795	51,382	46.3	n.a	19
Hyundai Motor Company (現代自動車)	韓国	自動車	23,450	140,568	16.7	80.2	20(9)
China National Petroleum Corp (中国石油天然気集団)	中国	鉱業/採石/石油	22,168	622,018	3.6	319.3	22(22)
China Petrochemical Corporation (中国石油化工集団)	中国	石油精製	21,943	362,873	6.0	n.a	23
Legend Holdings Corporation (レジェンド・ホールディングス)	中国	コンピューター機器	21,164	47,220	44.8	n.a	24
CapitaLand Ltd (キャピタランド)	シンガポール	建設	20,763	33,227	62.5	245.1	25(15)
Sun Hung Kai Properties Ltd (新鴻基不動産)	香港	建設	20,565	77,949	26.4	n.a	26

〔注〕①掲載対象は東アジア（中国、香港、韓国、台湾、ASEAN）における非金融分野の多国籍企業。

②「n.a」は2005年のデータが無い場合算出不可を示す。

③総合順位は東アジアを含む新興・途上国全体における順位。括弧内は2005年時点の順位、括弧無しは同年に上位100位圏外であったことを示す。

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告 2018年版』

## 資料8 対米外国投資委員会（CFIUS）の審査対象案件に占める中国からの投資の比率

(著作権の関係により省略)

## 出題の趣旨（課題2）

本問は、ISDS（投資家と国との紛争解決）手続を題材として、国境を越えた自由な経済活動と安全保障などの国益との間の調整をいかに図るかを考えさせる問題である。ISDS 手続に関する条項がなぜ投資関連協定に必要なのか、海外直接投資をめぐる情勢の変化がもたらす安全保障上の脅威に我が国はどのように対応すべきかを資料を基に推察することが求められる。

本問は、海外直接投資の現状を把握した上で、グローバル化が進む中で安全保障をいかに確保するかを考察させることで、複数の相反する公益をいかに両立させていくかを考察する能力を有しているかを見極める狙いがある。

### 課題3 (選択)

我が国は、資源上の特性から、火力発電や水力発電のみならず原子力発電も活用したエネルギーミックスにより、電力を安定供給してきた。その過程で生じてきた高レベル放射性廃棄物の処分が問題となっている。

高レベル放射性廃棄物の中間処理施設は青森県に置かれているが、最終処分施設の建設地については選定に至っていない。今後のエネルギー政策の選択にかかわらず、既に廃棄物は蓄積されており、最終処分施設は必要である。

最終処分施設の整備に当たっては、地域住民の理解と協力を得ることが重要であり、その前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要である。特に、施設が社会全体の利益の実現に資するものであるとの認識に基づき、その実現に貢献する地域に対し、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が国民に共有されることが重要である。

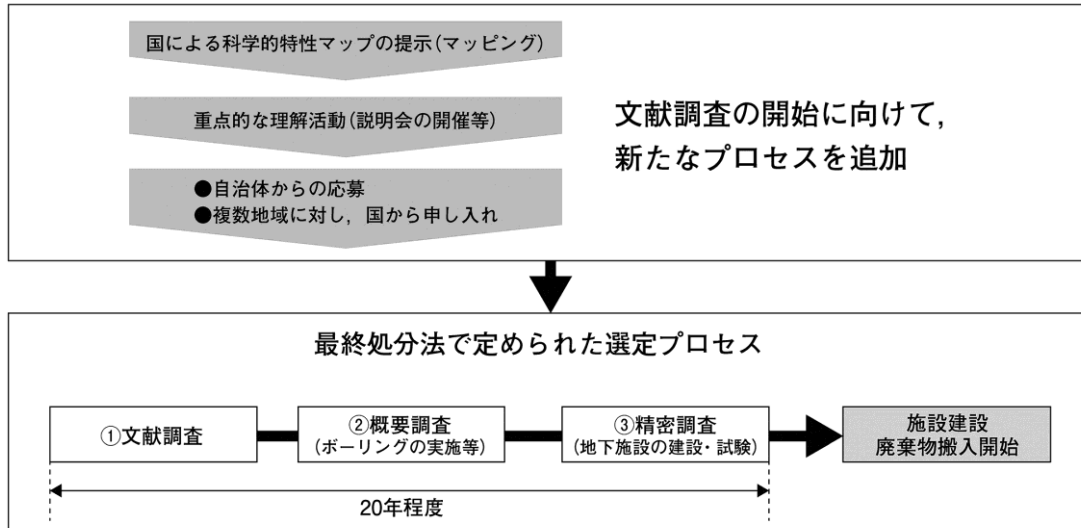
以上の記述及び下記の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① 高レベル放射性廃棄物の最終処分施設を選定する過程では、現状どのようなことが留意されているのか述べなさい。
- ② あなたが政策担当秘書をしている国会議員の地元が、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の建設地の候補になっていることを想定し、最終処分施設の受入れについて、賛成の立場の意見と反対の立場の意見のそれぞれを簡潔に住民に示す文書を作成しなさい。

## 資料1 日本国憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

## 資料2 最終処分地の立地選定プロセス



※各調査段階において、地元自治体の意見を聴き、これを十分に尊重する(反対の場合は次の段階に進まない)。

出所：電気事業連合会ウェブサイトを基に作成



### 資料 3 - 1 科学的特性マップの要件・基準

#### 好ましくない範囲の要件・基準

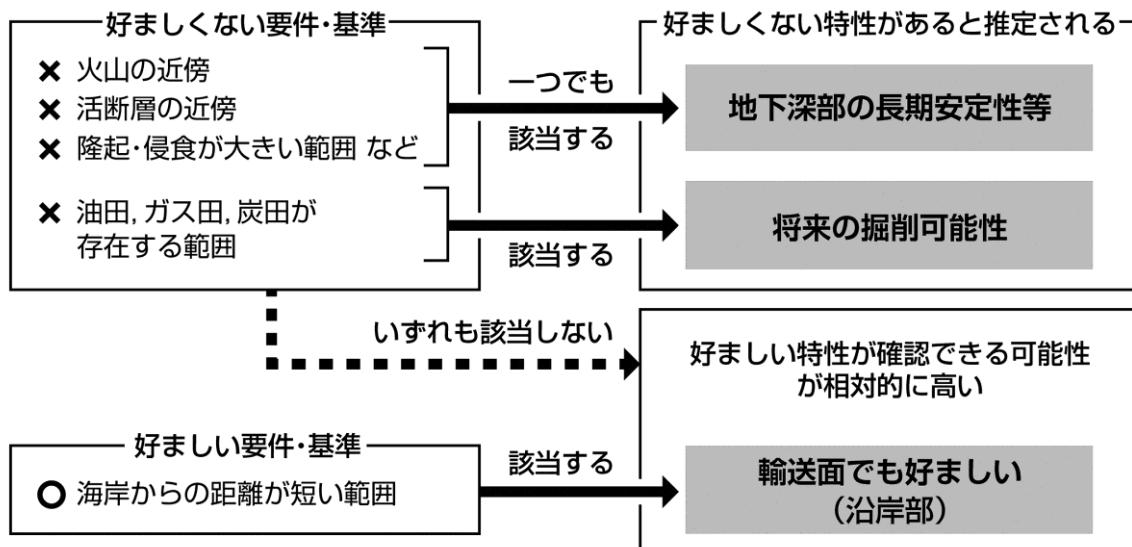
	要件	基準
火山・火成活動	火山の周囲（マグマが処分場を貫くことを防止）	火山の中心から半径15km 以内など
断層活動	活断層の影響が大きいところ （断層のずれによる処分場の破壊などを防止）	主な活断層（断層長10km 以上）の両側一定距離（断層長×0.01）以内
隆起・侵食	隆起と海水面の低下により将来大きな侵食量が想定されるところ（処分場が地表に接近することを防止）	10万年間に300m を超える隆起の可能性がある、過去の隆起量が大きな沿岸部
地熱活動	地熱の大きいところ（人工バリアの機能低下を防止）	15℃/100m より大きな地温勾配
火山性熱水・深部流体	高い酸性の地下水などがあるところ （人工バリアの機能低下を防止）	pH4.8未満など
軟弱な地盤	処分場の地層が軟弱なところ （建設・操業時の地下施設の崩落事故を防止）	約78万年前以降の地層が300m 以深に分布
火砕流などの影響	火砕流などが及びうるところ （建設・操業時の地上施設の破壊を防止）	約1万年前以降の火砕流などが分布
鉱物資源	鉱物資源が分布するところ （資源の採掘にともなう人間侵入を防止）	石炭・石油・天然ガス・金属鉱物が賦存

#### 好ましい範囲の要件・基準

	要件	基準
輸送	海岸からの陸上輸送が容易な場所	海岸からの距離が20km 以内目安

出所：経済産業省ウェブサイトを基に作成

### 資料 3 - 2 科学的特性マップにおける地域特性の区分



出所：経済産業省ウェブサイトを基に作成

#### 資料4 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（抄）

前文

締約国は

(i) ～ (v) 略

(vi) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を確保する最終的な責任は国が負うことを再確認し、

(vii) ～ (xvi) 略

次のとおり協定した。

資料5 平成30年度普通交付税不交付団体一覧

1 都道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名
北海道	泊村
青森県	六ヶ所村
宮城県	大和町 女川町
福島県	広野町 大熊町
茨城県	つくば市 守谷市 神栖市 東海村
栃木県	上三川町 芳賀町
群馬県	大泉町
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町
千葉県	市川市 成田市 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市 印西市
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町 愛川町
新潟県	聖籠町 刈羽村
福井県	高浜町 おおい町
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村
長野県	軽井沢町
静岡県	富士市 御殿場市 湖西市 長泉町
愛知県	岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 小牧市 東海市 大府市 日進市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛鳥村 武豊町 幸田町
三重県	四日市市 川越町
滋賀県	竜王町
京都府	久御山町
大阪府	田尻町
福岡県	苅田町

市町村合計 77団体（平成29年度75団体）

3 合計 78団体

出所：総務省ウェブサイトを基に作成

## 資料6 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する青森県からの照会に対する経済産業省の回答（平成20年4月25日）（抄）

### 高レベル放射性廃棄物の最終処分について（回答）

核燃料サイクル事業の推進に当たっては、貴職を始めとする関係者の皆様の特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

青森県においては、核燃料サイクルの要とも言える六ヶ所再処理工場の本格操業を間近に控えておられます。この再処理工場の本格操業に伴い、高レベルガラス固化体が本格的に製造される予定です。

そのような中、貴職が青森県の方針として最終処分を受け入れる考えはない、と表明されていることは十分承知しております。

これらにかんがみ、経済産業省としては、平成20年4月23日付け青原立第63号をもって照会のありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

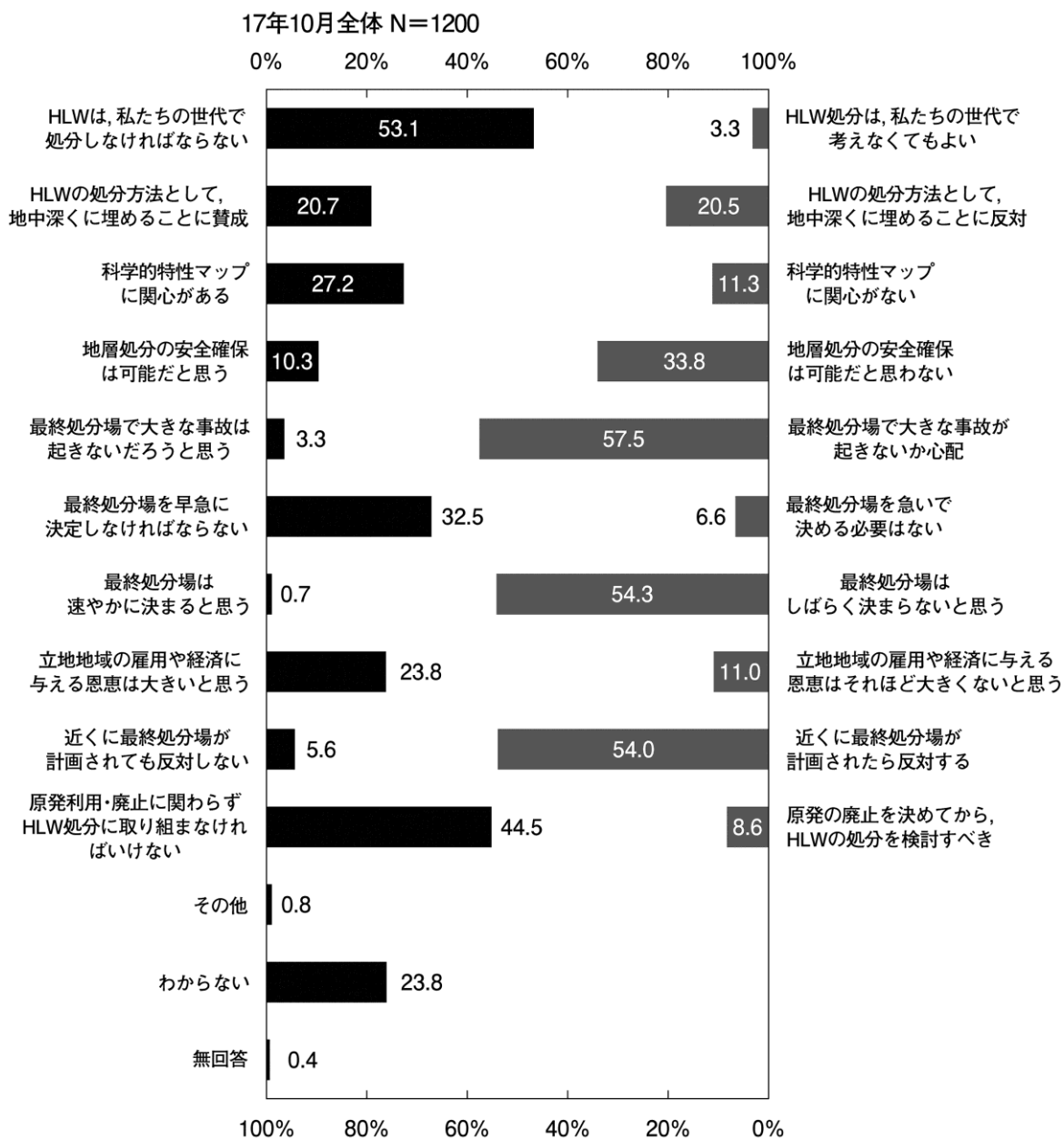
### 記

1. 平成6年11月19日付け6原第148号及び平成7年4月25日付け7原第53号で科学技術庁長官から貴職に示した文書については、青森県と国との約束として、現在においても引き継がれております。
2. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します。
3. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の確約は、今後とも引き継がれていくものであります。
4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分地については、国民の理解を得て、早期選定が図られるよう、国が前面に立ち政府一体として不退転の決意で取り組む所存です。

出所：青森県庁ウェブサイト

## 資料7 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に関する意識調査の結果

高レベル放射性廃棄物の処分について、あなたは、以下のような意見をどのように感じますか。あなたのご意見と近いものをお選びください。(○はいくつでも)

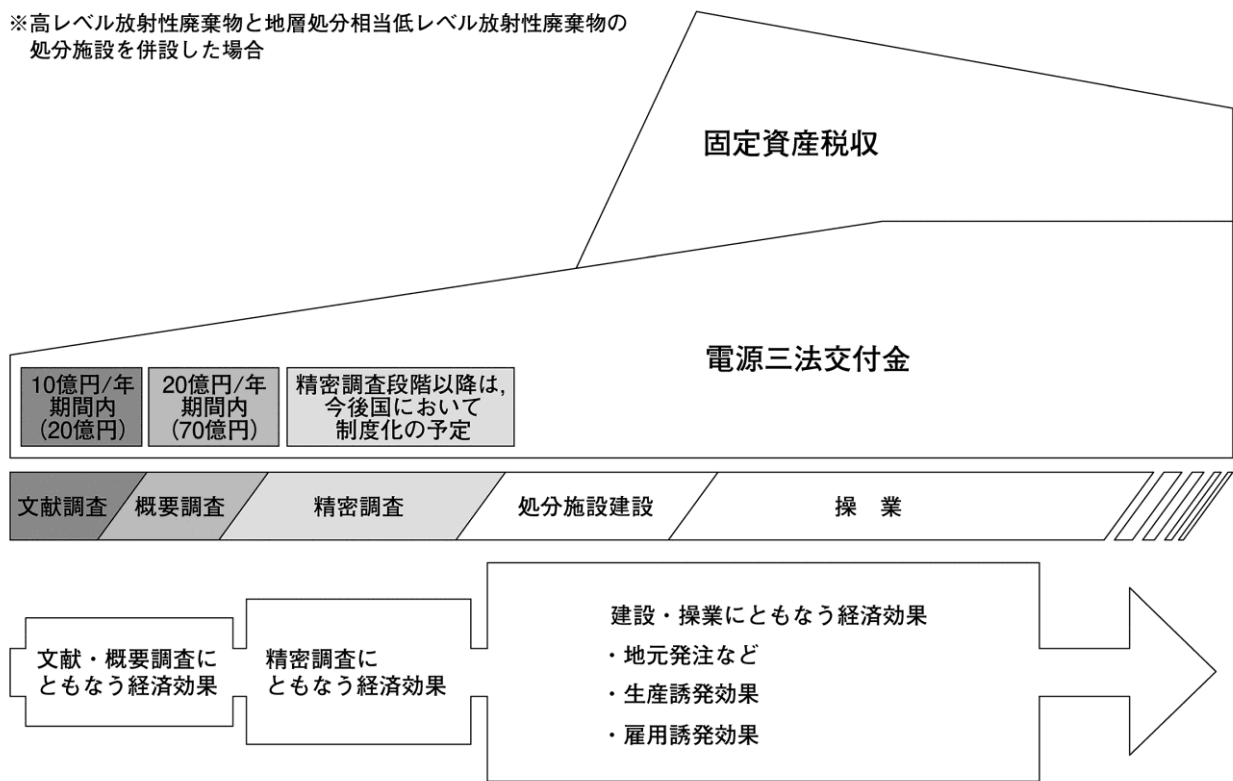


※HLW:高レベル放射性廃棄物

出所：日本原子力文化財団「原子力に関する世論調査2017」を基に作成

## 資料8 最終処分地になった地域における波及効果の例

※高レベル放射性廃棄物と地層処分相当低レベル放射性廃棄物の  
処分施設を併設した場合



出所：原子力発電環境整備機構ウェブサイト

### 出題の趣旨（課題3）

本問は、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の選定がどのように進められているのかを資料から把握した上で、最終処分施設の受入れをめぐる賛成の立場と反対の立場のそれぞれの主張について、資料などから論拠を抽出して論じさせる問題である。

本問は、いわゆる迷惑施設（NIMBY）とされる施設の受入れの是非について、賛成の立場と反対の立場の双方の論拠を考えさせることで、互いの立場に欠けている視点を発見し、それらを総合して政策・施策へとつなげていく能力を見極める狙いがある。